

令和5年度 第2回京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会会議録

1 開催日時 令和6年1月24日（水）午後2時40分～午後3時30分

2 開催場所 京丹後市峰山総合福祉センター（2階）コミュニティホール

3 出席者氏名

（1）京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会委員（11人）

上田誠会長、小谷美紀副会長、糸井成人委員、鬼東良子委員、

志月友美委員、土出尉恵委員、仲原裕司委員、藤村信行委員

山添博史委員、和田直子委員、渡邊明子委員

※欠席3人（小牧裕昭委員、小森明美委員、谷口由香里委員）

（2）事務局

健康長寿福祉部 部長 中西陽一、同部次長兼障害者福祉課長 田辺美幸

健康長寿福祉部障害者福祉課 課長補佐 松本勝年、障害福祉係長 中川映子

健康長寿福祉部長寿福祉課 課長 服部智昭、課長補佐 中江孝吏

包括ケア推進係長 藤村綾

4 議 題

（1）開会

（2）議事

① 第9期京丹後市高齢者保健福祉計画（案）について

② 第4次京丹後市障害者計画（案）及び第7期京丹後市障害福祉計画（案）

③ 京丹後市健康と福祉のまちづくりの答申について

（3）閉会

《配布資料》

資料1 第9期京丹後市高齢者保健福祉計画（案）

追加資料1-1 第9期京丹後市高齢者保健福祉計画（案）（概要）

資料2 第4次京丹後市障害者計画（案）及び第7期京丹後市障害福祉計画（案）

追加資料2-1 第4次京丹後市障害者計画概要（案）

追加資料2-2 第7期京丹後市障害福祉計画概要（案）

概要版 第4次京丹後市障害者計画・第7期京丹後市障害福祉計画

資料3 京丹後市健康と福祉のまちづくりについて（答申）

5 公開又は非公開の別 公開

6 傍聴人の人数 0人

7 要旨

《議題経緯》

● 開会

事務局 失礼します。

本日は、大雪警報が発令されているということで、スムーズに進行していきたいと思えます。

司会を担当させていただきます健康長寿福祉部長の中西です。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から第2回京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会を開会します。

最初に上田会長様から御挨拶をお願いいたします。

● 挨拶（会長）

会長 皆様、御苦労さまです。

大雪ということで移動に不安があり、Zoomで参加ということになりました。

皆さん、1年に渡りまして慎重な御審議ありがとうございました。

2月1日に市長に対して答申を行うということで、立派な計画が出来たと思っています。

審議会というのは、計画を立てるという目的がありますが、その本質は問題点をしっかりとみんなで考えて明らかにして、どのようにやっていくかということが本質となります。

従って、計画の答申を行った後も、計画を実行していく機会において、皆様には、物事がどのように解決進展していったかということに注目していただいで、次回の計画策定の審議の際にも生かしていただけたらと思っていますので、よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございました。

本日の審議会ですが、出席の委員が11人、欠席の委員が3人となっています。

従いまして、京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会条例第6条第2項の規定に基づき、委員定数の半数以上の出席となっておりますので、本会議は、成立していることを報告させていただきます。

それでは、会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

(配布資料確認)

それでは、早速議事に入っていきたいと思います。

これより先は、上田会長に進行をお願いします。

よろしくお願いいたします。

● 会議録署名委員の指名

会 長 議事に入る前に本日の審議会における会議録署名委員を決めたいと思います。

こちらから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

会 長 それでは、高齢者福祉部会の鬼束良子様よろしくお願いいたします。

● 議事

① 第9期京丹後市高齢者保健福祉計画（案）について

会 長 それでは議事に入ります。

最初に議事の1番、第9期京丹後市高齢者保健福祉計画（案）を議事とします。

高齢者福祉部会副会長から提案をお願いします。

副副会長 高齢者福祉部会の副会長の仲原と申します。

よろしくお願いいたします。

高齢者福祉部会ではこれまで5回の会議を開催しました。

まず、第1回目の会議を令和5年5月に開催し、高齢者保健福祉計画の作成の概要について、事務局から説明を受けるとともに、計画作成までのスケジュールの確認を行いました。

続いて8月に第2回目の会議を開催し、京丹後市の高齢者福祉の現状と課題について、事務局から説明を受け、計画の骨子案の検討を行いました。

10月には第3回目の会議を開催し、計画の素案の検討を行い、12月の第4回会議では、計画の中間案と今後3年間の介護サービスの事業の見込量について検討を行いました。

第5回目の会議は本日開催し、計画の案の確認と介護保険料についての審議を行いました。

以上、5回に渡り高齢者保健福祉計画について検討をさせていただきました。

ご報告を申し上げて提案にさせていただきます。

以上です。

会 長 長寿福祉課長から補足説明をお願いします。

事務局 仲原副部長から御報告いただきましたとおり、高齢者福祉部部会では、5回に渡り御審議をいただき、本日資料として配布している第9期京丹後市高齢者保健福祉計画案という形で取りまとめをしていただきました。

計画の内容については、時間の都合もごさいますので、本日追加配付させていただきました追加資料1-1の計画案の概要に基づき説明させていただきます。

追加資料1-1計画案の概要の1ページの計画の位置付けを御覧ください。

高齢者保健福祉計画は、高齢者の保健や福祉の基本的な施策の方向性を明らかにした市町村老人福祉計画と認知症施策を総合的に推進するための方策を明らかにした市町村認知症施策推進計画、それから介護保険サービスの今後の見込み量、必要なサービス提供体制の確保の方策や円滑な介護保険事業の実施に関することなどを定めた市町村介護保険事業計画、この3つの計画を一体的に策定したものが第9期の高齢者保健福祉計画となります。

その下の計画期間を御覧ください。

計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間となります。

2 ページを御覧ください。

ここでは、第9期計画における課題をお示ししています。

内容については記載のとおりですが、第8期の計画から第9期に向けて、国の方針に大きな変更がなく、第8期の取組内容を第9期も踏襲していくこととされていることから、市が作る計画についても第8期の計画内容を継続しつつ、必要な部分について取組の充実を図るということにしています。

3 ページの基本方針を御覧ください。

「高齢者がいくつになっても元気に活躍できる100才活力社会の実現」ということで、第8期の計画と同じ基本理念を今回も引き続き掲げております。

京丹後市では、令和5年9月末時点の高齢化率が37.4%で全国や京都府より早いペースで高齢化が進んでいます。

今後、高齢化が進むことが避けられない中ではありますが、介護予防や重度化防止の取組を進めることで、高齢者の方に健康寿命を延ばしていただき、いかに要介護の状態となる方の人数や伸びを緩やかにしていくかということが重要になってくるということから、このような基本理念を掲げております。

4 ページを御覧ください。

計画では100才活力社会の実現に向けて取り組んでいく施策をお示ししており、右側のページのとおり目標数値を掲げ、目標の達成に向け取り組みを進めていくことにしております。

次に6 ページを御覧ください。

こちらの資料は、前回の計画から見直しをしたポイントを示しており、中ほどの2番の施策の体系に記載しているとおおり、基本理念と基本目標については、前回から変更はありません。

個別の施策につきましては、国が示す計画の基本方針の見直しを反映する形で、目標3と目標4の一部について見直しを行っております。

次に7 ページをご覧ください。

第9期の計画で取り組んでいく具体的な取組を示しています。

目標1では、人生100年時代を生涯現役で支える健康づくりと生きがいづくりの推進ということで、高齢になっても元気でいられる期間を長くしていくために、1つ目には病気の予防や健康づくりの取組の推進、2つ目は介護予防の取組の推進、3つ目は高齢者が長年培ってきた経験や技能などを様々な活動に生かすことで高齢者自身が生きがいを持つとともに、社会においても支える側として活躍していただくという趣旨で、シニアが元気に活躍できるまちづくりに取り組んでいくということにしております。

8ページになりますが、目標2の住み慣れた地域で安心して暮らせる包括的支援体制の構築では、介護が必要な状態になってもできるだけ住み慣れた地域で暮らしていけるよう地域包括支援センターを中心とした体制づくりに取り組むということで、まず1つ目は地域包括支援センターの機能強化、2つ目が地域ケア会議の推進、3つ目が在宅医療・介護連携の推進、4つ目は地域での支え合い体制の強化の取組を掲げています。

9ページになります。

目標3の高齢者の安心安全を支える仕組みと支援の充実では、1つ目に認知症に対する地域の理解を広げる取組や認知症の人本人や家族への支援など認知症施策の推進を図るということにしております。

また、高齢者の尊厳を保持するために、2つ目で高齢者虐待防止対策と権利擁護支援の推進に取り込むこととしております。

3つ目では、高齢者の住まいや移動手段の確保、交通安全対策、さらには災害時の避難体制の確保や感染症対策など、高齢者の安心安全な暮らしの環境づくりを進めることにしております。

10ページになります。

基本目標の4ですが、持続可能な介護保険事業の運営ということで、介護保険制度を安定的に、また円滑に運営していく取組を掲げております。

1つ目は介護保険制度について、制度の普及啓発や介護給付費の適正化の取組を進め、介護保険制度の適正、円滑な運営に努めていくことにしております。

次に2つ目ですが、介護分野における人材不足の状況を踏まえて、介護人材の確保と定着に向けた取組を行うこととしております。

3つ目では、介護サービスの質の確保の観点から、介護事業者への指導や支援を行うこととしています。

4つ目は、感染症や災害発生時でも必要なサービスを継続的に提供できるように感染症や災害対策を進めるとともに、業務継続体制の強化を図ることとしております。

11ページから12ページにかけては、京丹後市の高齢者を取り巻く状況と今後の見通しをまとめたもので、これまで増加傾向にあった要支援1・2の認定者数については、令和6年度以降は一定緩やかになると見込んでおり、要介護2以上の認定者数についても、おおむね現状維持で推移すると見込んでいます。

ここからは、資料1の第9期京丹後市高齢者保健福祉計画（案）を御覧ください。

61ページの第5章の介護保険サービスの事業費の見込みと保険料の設定ということで、先ほど説明させていただきました要介護認定者数の見込みや給付費の現状を踏まえ、令和6年度から8年度までの3年間の介護保険料を算出するため、向こう3年間で必要な介護サービスの量を見込んでいます。

まず、年齢別の人口を推計し、そこから要介護認定者の人数を推計しています。

それと、過去の介護サービス量の伸びを勘案して、サービスの事業量を見込んでいます。

昨年の夏に介護サービス事業者に行ったアンケート調査やヒアリングなども踏まえまして、第9期においては特別養護老人ホームなどの大きな施設の整備は見込んでいないこと、介護認定者数も向こう3年間は大きく伸びることはないを見込んでいることから、一部の増加傾向にあるサービスを除いて、おおむね現状維持で推移する形で事業量を見込んでいます。

78ページと79ページを御覧ください。

先ほど説明させていただきました事業量の見込みに対応した介護給付費の額の見込みを記載していますが、令和6年度からは1.59%アップとなる介護報酬の改定が行われることから、介護給付費は増加になると見込

んでおります。

82ページを御覧ください。

ここでは、介護保険料の算出の計算過程を記載しております。

この審議会からの答申後に、最終的な額を決める予定としておりますので、現時点では金額の一部を黒丸で表示させていただいております。

83ページの介護保険料の所得段階の設定については、現在京丹後市では、所得に応じて12段階の保険料の設定をさせていただいておりますが、国が示す標準的な所得段階の見直しに合わせまして、13段階以上に見直す必要が生じています。

こちらも答申後に内容を決める予定としておりますので、現時点では所得段階の金額や保険料に対する乗率については、黒丸で表示をしています。

84ページをご覧ください。

第6章の計画の推進に向けてということで、計画の推進体制を記載しています。

1番の関係機関や関係団体との連携では、この計画の基本目標の実現に向けて、京都府や近隣市町を始め、関係機関や関係団体と連携して取組を進めていくことにしております。

また計画の進行管理の徹底を図るために、85ページでは、適切な進行管理と評価を行うとともに、評価結果を次期の第10期の計画策定につなげていくことにしております。

長くなりましたが、私からの説明は以上になります。

よろしく申し上げます。

会 長 それでは、第9期京丹後市高齢者保健福祉計画案について、質疑を行います。

御質問、御意見はございますでしょうか。

私がオンラインで参加している関係上、御発言の指名は、小谷副会長にお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

委 員 基本的な部分について、教えてください。

資料1の58ページの介護人材の確保に部分に関し、昨年、デイサービスとショートステイを休止された事業所があり、私の近くでも影響を受けた

方がおられました。

人材確保が難しくなり、事業を閉めざるを得ないという状況があるのかどうか、そうであるならば、1つの法人の課題ではなく、京丹後市全体の課題に繋がっていくのかなというふうに思ったことが1点です。

次に72ページに特別養護老人ホームの利用者数の見込みが書かれており、横ばいで見込んであります。

十数年前に私が福祉団体の役員をしていた際に、今後5年間の中で高齢者施設については、高齢者がどんどん減っていくので、都会からの利用者を受け入れることも考えないと成り立たなくて大変だというような話をされてきました。

今後、高齢者福祉の分野は、例えばハード面でまだまだ施設整備が必要という流れなのか、それとも利用者は減少傾向で、介護人材も減らしていきけるという方向なのかについて、教えていただければと思います。

事務局 まず1点目の人材確保に関してですが、委員から御指摘のとおり、それぞれの法人の問題ではなく、丹後地域全体の課題と考えています。

京丹後市でも福祉人材の育成や確保への支援に取り組んでいくこととしていますが、京丹後市福祉サービス事業者協議会が行う人材確保・育成の取組では、協議会に加入されている複数法人による連携事業を進めておられますので、協議会の取組への支援を通じて、京丹後市全体の採用力の強化、人材育成につなげていきたいと考えています。

また、北京都ジョブパークという京都府の機関を中心に、綾部市や福知山市以北の7市町とも連携し、人材確保の取組も進めているところです。

先ほど、1つの法人だけの問題として捉えているのかという御質問がありました。現在、京丹後市では、福祉分野だけでなく、福祉分野以外の様々な業種で人材不足の状況にあります。

そのため、福祉の分野だけでなく、例えば定住促進支援など、京丹後市全体で様々な業種も含めて考えていかなければならない課題であると認識し、市役所の福祉関係以外の部署と連携して取組を進めているところです。

2つ目の特別養護老人ホームの御質問に関し、介護サービスの事業量の見込みについては、今後3年間は、要介護認定者が多くなる85歳以上の

人口が余り増加しないという推計をしていることから、今後3年間の要介護認定者数は、これまでのように増加しないと予測しています。

資料1の72ページを御覧ください。

ただし、72ページの④の(ア)の特別養護老人ホームの事業量の見込みの説明書き部分で「第9期計画期間中は、新たな整備を見込んでいませんが、第10期の計画に向けて、状況を踏まえて施設整備の必要性について検討します」と書かせていただいております、今後の施設整備に関しては、状況を見ながら引き続き検討を進めていきたいと考えています。

昨年の夏に介護事業所を対象に行ったアンケート調査やヒアリングから、人材確保が厳しい、現在のサービスを維持していくのがやっとという状況の事業所も多く、新たな施設整備はなかなか難しい部分もあろうかと思いますが、特別養護老人ホーム以外のサービスについても必要に応じて施設整備については検討していきたいと考えています。

副会長 ありがとうございます。

事務局からの回答内容でよろしかったでしょうか。

副会長 ほかに質問などありますでしょうか。

会長 よろしいでしょうか。

② 第4次京丹後市障害者計画（案）及び第7期京丹後市障害福祉計画（案）

会長 それでは、続きまして議題の2番、第4次京丹後市障害者計画（案）及び第7期京丹後市障害福祉計画（案）を議題といたします。

障害者福祉部会副会長から提案をお願いします。

副部会長 障害者福祉部会の副部会長の山添です。

よろしくお願いします。

障害者福祉部会では、第4次京丹後市障害者計画と第7期京丹後市障害福祉計画について昨年5月から議論を重ねてきました。

計6回の部会を開催し、令和4年12月に行った実態調査では、1,343人にアンケート調査を行い、回収率40.4%ということで、回答いただいた542人のニーズに基づき、その実態からどのように計画につなげていくのかということを中心に議論してきました。

各会議で何を議論したかは割愛しますが、相談支援や精神就労、地域福

祉、当事者団体などに関係する7人の委員で構成されており、いわゆるその道のプロである皆さんで検討を進めることができたと思っています。

2時間を超える議論をするなど、かなり頑張って議論を行いました。

いかに実態に沿った計画にするかということや今回の計画とそれ以降にどう繋がるかということも含めて頑張って検討してきたと考えています。

詳細については、障害者福祉課長から説明をお願いします。

事務局 先ほど山添副部長からありましたとおり、合計6回の御審議をいただき、資料2の計画案の内容でまとめていただきました。

本日配布させていただきました資料の第4次京丹後市障害者計画・第7期京丹後市障害福祉計画の概要版を御覧ください。

1番の計画策定の趣旨のとおり、本市における障害施策の基本方針と方向性を明らかにするとともに、障害福祉サービスの充実の確保に向け、第4次京丹後市障害者計画と第7期京丹後市障害福祉計画を一体的に策定しています。

次に計画の期間について、2ページの表を御覧ください。

施策の基本方針を定めた障害者計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間とし、障害福祉計画については、障害児者の福祉サービスの円滑な提供と基盤を図るための計画で、令和6年度から令和8年度までの3年間の期間としております。

続いて、第4次障害者計画の基本理念です。

「地域の中で共に生きる障害者福祉の充実」を基本理念とし、障害のあるなしにかかわらず、障害のある人とない人が共に生きる社会が普通の社会であるという「ノーマライゼーション」と、障害があってもライフステージのすべての段階において支援する「リハビリテーション」の理念、さらに「障害者差別解消法」の基本方針のもと共生社会の実現に向けた施策の推進を図ることとしております。

3ページの計画の視点についてです。

こちらでは、7つの視点を掲げております。

第3次の計画を継続したものとなっておりますけれども、第4次計画では、2つ目の「障害のある人の能力への気づきと創造の促進」を追加してお

ります。

障害というものを環境要因、社会モデルとして捉え、環境が整備されることで、障害のある方の才能や能力が発揮できるという考え方に繋がっていく視点となっております。

4 ページの基本目標は、総合計画を始め、アンケート調査やヒアリングなどの結果、それから、第3次の計画の成果と課題を踏まえまして、5つの目標を掲げました。

5 ページの施策の体系は、第3次計画と同様の5つの施策の体系となっております。

その中で、3つの取組を追加しております。

1つ目は、生活支援の体系にヤングケアラーへの支援を追加し、ヤングケアラーを始めとする障害のある方の家族支援について、相談や障害サービス等の情報提供をすることで、必要な支援に繋げていきます。

2つの追加項目につきましては、生きがい・社会参加支援の体系に読書バリアフリーの推進と情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実を追加しております。

読書バリアフリーの推進につきましては、令和元年6月に読書バリアフリー法が施行されました。

これは障害の有無にかかわらず、全ての人が読書による文字活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律です。

目の見えにくい方にも読みやすいようにするための機器を整備するなど、障害の特性に応じた読書環境の整備に努めていきます。

次に、情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実につきましては、障害のある方が情報取得しやすくするような整備や手話通訳者等の育成の支援に努めます。

6 ページの計画の推進体制では、地域や保健医療、市役所の関係部署と連携を図り、推進体制を構築していきます。

次に、7 ページの第7期京丹後市障害福祉計画です。

計画の視点につきましては、第6期の視点を継続して掲げております。

8 ページの計画の性格ですが、これは国が示す基本指針に沿って、第6期

の計画の数値目標やサービス量の見込みを見直し、新たな数値目標を設定しております。

国からは、4つのことが示されております。

令和8年度における福祉施設入所者の地域移行への移行人数、精神病床における1年以上長期入院患者者数、福祉施設から一般就労への移行人数、様々な福祉サービスの見込量です。

このうち、主に3つの目標の内容につきまして、障害者福祉部会で御協議いただいております。

追加資料の2-2を御覧ください。

真ん中にあります第6期計画の評価と課題について、施設入所者数の目標は達成していますが、地域移行人数については未達成となっております。

今年度1つのグループホームが開設しており、また、3施設が今年度建設中です。

来年度においてもグループホームの建設等が予定されており、今後、施設からグループホームへの移行が見込まれると考えております。

地域生活への移行には、支える体制を整える必要がありますが、ヘルパーやグループホームの世話人等の人材確保が課題として挙がっており、奨学金等の制度の周知や利用促進の取組と京丹後市福祉サービス事業者協議会との事業連携により取り組んでいきたいと考えております。

次に精神病床における1年以上の長期入院患者数につきまして、参考数値として、厚生労働科学研究から公表されている数字を使用しております。

こちらについては直近のものがないので、令和3年6月末時点のものを参考数値として挙げております。

国の方針では、施設から地域へ、病院から地域へ地域移行を進めており、本人とその家族を支える基盤が必要であるとされており、実情の把握に努めながら、引き続き、京都府、相談支援事業所、医療機関等と連携を図っていきたいと考えております。

次に福祉施設から一般就労への移行についてです。

令和3年度と4年度の移行者は0人で、令和5年11月時点では1人で、目標について達成はできておりません。

引き続き関係機関と連携を図りながら、取組を進めて参りたいと思います。

最後に概要版の9ページにあるサービスの体系図についてですが、こちらについては、また御覧いただきたいと思います。

また、それぞれのサービスの見込量を資料2の計画案の81ページ以降で記載しております。

最近の状況としては、高齢化も進む中、障害の重度化も進んでいる状況にあります。

また、児童につきましては、支援を必要とする児童数が増えてきております。

このような状況も踏まえたサービス見込量の数値となっております。

この計画は、今後、自立支援協議会等で点検、評価を行っていくこととしております。

以上簡単ではございますが、計画の補足説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

会 長 それでは、第4次京丹後市障害者計画（案）及び第7期京丹後市障害福祉計画（案）について、質疑を行います。

御質問、御意見ございますでしょうか。

御発言があれば、小谷副委員長から指名をお願いします。

副 会 長 御質問、御意見ございましたらお願いします。

副 会 長 ございませんでしょうか。

（意見なし）

会 長 ございませんか。

それでは、中西部長から何かあればお願いします。

事 務 局 事務局から御報告させていただきます。

本日の会議でいただいた御質問については、高齢者保健福祉計画と障害者計画・障害福祉計画を修正とする御質問では無かったと考えていますが、再度、事務局で計画内容の確認をする中で、どうしても変更せざるを得ないような重要な変更が生じた場合は、会長と副会長と協議をさせていただきます。

き、修正させていただきたいと考えています。

また、最終点検をする中で、誤字脱字や数字誤りなどありましたら、事務局で修正をさせていただきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思っております。

以上です。

会 長 事務局から説明のあった修正の件も含めまして、本日の議事であります3つの計画案についてお諮りしたいと思います。

最初に第9期京丹後市高齢者保健福祉計画（案）について、承認されます方は挙手をお願いします。

副会長、確認をお願いします。

副 会 長 全員挙手していただきました。

会 長 ありがとうございます。

次に、第4次京丹後市障害者計画（案）及び第7期京丹後市障害福祉計画（案）について、承認される方は挙手をお願いいたします。

副 会 長 全員挙手していただきました。

会 長 ありがとうございます。

挙手全員ということで議事の2件につきましては承認されました。

③ 京丹後市健康と福祉のまちづくりの答申について

会 長 それでは、議事3の京丹後市健康と福祉のまちづくりに関する答申ということで、ただ今、御承認いただいた内容で、資料3の京丹後市の健康と福祉のまちづくりについて（答申）の下記の意見を付けまして、会長と副会長から市長へ答申したいと思っておりますが、資料3の内容について、御質問、御意見はございますでしょうか。

事 務 局 資料3の下記の3番に関し、補足説明をさせていただきます。

第9期計画期間における介護保険料については、現在、検討を進めていまして、計画の中では、具体的な金額を黒丸で表示しており、この内容で市長に答申いただき、その後、京丹後市において最終的な保険料額を決定させていただくこととしています。

現在、検討中の介護保険料の額についてですが、第8期計画期間の保険料額が5,979円でしたが、第9期の計画で見込んだ介護サービスの事業

量で計算すると、月額で6,200円程度の保険料額になります。

一方、第8期計画期間については、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業所が休止であったり、事業規模を縮小してサービスを提供したりということがあったことから、計画で見込んだ事業量よりも低い実績になっています。

そのため、第8期の計画期間に生じた計画と実績の差額分については、介護保険給付費準備基金に積立てをさせていただいており、第7期計画期間の最終年度の令和2年度に3.4億円だった基金残高については、現在6.2億円とこの3年間で2.8億円の積立てとなる見込みとなっています。

積み立てた基金については、次期の計画期間において介護保険料の抑制に使いなさいというルールになっており、仮に6.2億円の基金残高のうち、約3億円を介護保険料に充当した場合、月額で5,700円台まで保険料を抑制できる見込みで、最終的な額については、近隣の市町の状況も踏まえながら、最終決定していきたいと考えています。

そのため、資料3の下記の3で第9期の計画期間における介護保険料の設定に当たっては、安定的な介護保険事業の運営に必要な基金残高を残した上で、その一部を取り崩して充当するなど、市民負担の軽減に留意した適切な保険料設定に努めていただきたいと記載をしています。

会 長 安定的な事業運営に関し、先ほどの高齢者福祉部会で説明があったと思いますので、この部分についてももう少し補足説明をお願いします。

事 務 局 これまでは、計画期間である3年間については、介護報酬は、原則見直しされることはなかったのですが、物価高騰などの現状を踏まえて、第9期の計画期間中においては、3年間の途中であっても介護報酬が見直される可能性があります。

そのため、第9期計画における介護保険料の設定に当たっては、基金の全額を取り崩して充当するのではなく、3年間の途中で報酬の見直しがあることも見据えながら、余裕を持った保険料設定を行いなさいという趣旨の通知が国から出されています。

そういったことから、基金の全額を取り崩すのではなく、一部を取り崩して充当するという記載としています。

なお、先ほどの説明で、基金から3億円を取り崩して介護保険料に充当するという説明をさせていただきましたが、あくまでも一例であり、具体的にいくら基金を取り崩すのか、保険料額をいくらにするのかについては、答申いただいた後に市役所内で検討し、最終決定していきたいと考えています。

会 長 ということ、この資料3の内容で市長へ答申したいと思います。

会 長 それでは、これで議事が終了しましたので司会に進行をお渡しします。

● 閉会

事 務 局 計画案につきまして、全員賛成ということで御承認いただき、ありがとうございました。

今後のスケジュールでございますけれども、会長と副会長から市長に答申を行っていただくこととなります。

それから、2月には高齢者保健福祉計画と障害者計画・障害福祉計画について、京丹後市議会に説明を行う予定をしています。

また、介護保険料についても、内部での協議を経て、最終的には介護保険条例の改正案を3月議会に提案し、承認が必要となってきます。

それでは、本日の全ての議事が終了しましたので、これで終了したいと思います。

閉会に当たりまして、小谷副会長様から御挨拶をお願いいたします。

副 会 長 今年は新年から能登地方の大地震などもあって、大変な1年のスタートとなりました。

そのような中で、被災地の様子をテレビ等で見ると体育館で過ごされている障害のある人の映像も目にします。

本日、確認していただいたこの2つの計画の中にも災害時のことなどもたくさん触れられていると思います。

本当に私たちが安心して過ごせるように、計画に書かれていることを具体的に実行していく、遂行していくのが大切かと思ひますし、委員である私たちも一緒に取組を進めさせていただければと思ひています。

皆様にもお力をお借りしながらこの素晴らしい計画の内容について、取組を進めていきたいと思ひていますので、そのお願いをしまして、この会

議を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。

以 上